

## 兄弟姉妹同時在園の世帯に対する保育料減免について

あかね幼稚園では、同時在園されている兄弟姉妹がおられる世帯の第2子以降の園児に対して、下記の表の通り保育料を減免補助しております。

	補助額	減免方法
同時在園第2子	年間 60,000円	月々の保育料から 5,000円減免
同時在園第3子	年間120,000円	月々の保育料から10,000円減免

### 大阪府在住の方

大阪府からの兄弟姉妹同時在園の世帯に対する保育料減免はありません。幼稚園が毎月の保育料から上記の表の通り減免補助致します。

### 京都府在住の方

同時在園の保育料減免補助を行っている幼稚園に対してのみ、京都府からの同時在園保育料減免補助金があります。保育料の減免額は、下記の計算式によって年度末に決定され、京都府と幼稚園で半分ずつ負担してお渡しします。市町村からの就園奨励費補助金の額が世帯によって違う為、減免額は異なります。

あかね幼稚園では、下記の計算によって決定された減免額を、上記の表の通り月々の保育料から前もって減免しています。その為、下記の計算によって決定された減免額が60,000円(第2子)を超えた場合、年度末に差額をお渡し、超えない場合は同時在園減免補助金を受取っていただいた確認書のみお渡しします。詳しくは、下記の例をご覧ください。

### 減免額計算方法 \*平成 29年度 例

3年保育の第2子 幼稚園からの年間 補助額6万円の例	$\left\{ \text{年間保育料} - \left[ \begin{array}{l} \text{京都府私立幼稚園} \\ \text{保育料軽減補助金等} \end{array} + \left[ \begin{array}{l} \text{市町村からの} \\ \text{就園奨励費補助金等} \end{array} \right] \right\} \div 2 =$	$\text{同時在園保育料} - \text{幼稚園からの年間減免額} = \text{年度末交付額}$ <p style="text-align: center; color: blue;">(確認書記載額)</p>
同時在園保育料減 免補助額が6万円 を超える場合	$\left\{ 288,000 - (18,000 + 62,200) \right\} \div 2 = 103,900$	$- 60,000 = 43,900$
同時在園保育料減 免補助額が6万円 を超えない場合	$\left\{ 288,000 - (18,000 + 211,000) \right\} \div 2 = 29,500$	$- 60,000 = \text{年度末に交付は}$ <p style="text-align: right;">ありません</p>